

2017年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

### 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

#### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

#### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回答（長寿介護課）

介護保険料には、計画期間ごとに積み立てた基金の残高を全て取り崩し、繰入しています。第6期計画における介護保険料算定時も、第5期分の基金残高を全て繰り入れて保険料を引き下げています。

保険料段階については、厚生労働省基準を参考に、高所得者については厚生労働省で定める所得段階を細分化して定めています。低所得者の保険料率の引き下げと、高所得者の保険料率を引き上げにより、徴収すべき保険料の総額の中でバランスをとっています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回答（長寿介護課）

第1号被保険者の介護保険料は、課税状況（前年所得）等をもとに、所得段階ごとに決定されます。所得に応じた負担になっているため、町独自の減免は考えておりません。

また、国が公費による保険料の軽減を強化して実施しているため、対象者の保険料は軽減されています。また、低所得者の方の介護サービス利用料は、負担の上限額が低く設定されており、上限を超過した分は、高額介護サービス費として支給されるため、町独自の減免は考えておりません。

## (2) 介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

回答（長寿介護課）

職員については、介護保険制度の知識を有しております。また、必要に応じて、地域包括支援センターにつなげ支援をしております。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

回答（長寿介護課）

要介護認定の申請があった場合、身体の状態を詳細に聞き取り、必要な場合のみ基本チェックリストを実施しておりますので、振り分けという形はとっておりません。

## (3) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回答（長寿介護課）

特別養護老人ホーム等の介護保険施設については、尾張東部圏域で必要数を整備するため、東郷町高齢者福祉計画において計画した上で設置します。

第6期計画期間において、地域密着型特別養護老人ホームを整備し29床を確保したことから、現在の待機者については概ね解消できたと考えております。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

回答（長寿介護課）

特例入所については、国や県の定める指針に基づき、申請に応じて判断することとしています。

真に必要な方には、特例入所できるよう個別に判断をしていくものと考えております。

#### (4)総合事業について

- ★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

回答（長寿介護課）

東郷町では平成29年7月に対象者の全てが介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。適切なケアマネジメントを実施の上、緩和した基準によるサービスや住民主体の多様なサービス等を利用いただくこととなります。

しかしながら、ケアマネジメントの結果、身体状況等の理由から現行相当サービスの利用が必要であると認められた方については、現行相当サービスを利用することが出来るよう基準を定めておりますので、状態像を押しつけたり、期間を区切った卒業を前提にはしておりません。

- ②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

回答（長寿介護課）

総合事業で提供するサービス費については、地域支援事業で予算計上しており、必要に応じて確保しているものと考えております。

#### (5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答（長寿介護課）

高齢者の集まりの場所への援助については、「思い出の語り場づくり」として、会場使用料（年上限 60,000 円）と傷害保険料（年上限 30,000 円）を助成しておりますので、現行以上の助成は考えておりません。また、東郷町社会福祉協議会においても「いきいきサロン事業」として助成事業を行っています。

認知症カフェは、NPO法人及び介護保険施設に委託し、町内 2 か所で開催しております。

- ②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回答（長寿介護課）

住宅改修費及び福祉用具の購入費については、受領委任制度を実施しています。

高額介護サービス費については、世帯合算や支払いの混乱が予想されるため、実施を考えておりません。

#### ★(6)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答（長寿介護課）

要介護認定者は、介護の手間によって要介護度が認定されているため、障がいの程度とは判断基準が異なります。したがって一律に障害者控除の対象とすることは考えておりません。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答（長寿介護課）

本町では、平成22年度から、障害者手帳の所持が無く、障害者控除の対象となる方に対し障害者控除対象者認定証を送付しています。

## 2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

回答（保険医療課）

平成30年度の国保広域化に際し、本町は医療費も所得水準も県内で上位にあることから、一人当たり保険税の増加が見込まれています。県に対しては激変緩和の対応を要望していますが、保険税を引き下げる状況にはありません。また、一般会計からの赤字補てん目的の繰り入れは、国において解消すべきと示されております。

- ★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回答（保険医療課）

子どもにつきましては、別に助成制度を実施しています。保険税の均等割の対象からの除外及び一般会計による減免も予定していません。

- ★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答（保険医療課）

資格証明書は発行していません。保険証については、定期的な納税相談や自主納付を促す観点から短期保険証を発行しています。

- ④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

回答（保険医療課）

他の納税者との公平性を保つためにも、正当な理由や納税相談のない滞納者に対しては、法律の規定に基づき滞納処分を行います。短期保険証については、町の規定に基づき、自主納付を促す観点から交付しています。短期保険証は基本的に3か月としています。

- ⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回答（保険医療課）

ホームページで周知しています。また、基準の改正は、現在のところ考えていません。

## 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回答（収納課）

法令、判例に基づいて滞納処分を執行します。

地方税法第15条の徴収猶予または換価の猶予について、各要件等に該当すると認められる場合及び、滞納処分の停止に該当する事実があると認められる場合は法に基づき対応します。

分納・減免については、法令に反しない範囲で対応します。

#### 4. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと適正な対応に努めています。

- ★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと適正な対応に努めています。

- ③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと適正な対応に努めています。

- ④通院の移送費（通院費）は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

回答（福祉課）

福祉事務所を設置していない本町にあつては、県の指導のもと適正な対応に努めています。

#### 5. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回答（保険医療課）

愛知県の補助制度に上乗せして、福祉医療制度を実施しております。また、必要とする補助については県に要望したいと考えております。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回答（保険医療課）

平成24年1月診療分から、18歳年度末までの子ども医療費について、所得制限なし、自己負担額なしで、現物給付により実施しております。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

回答（保険医療課）

平成26年8月診療分から、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方を対象に、一般の病気を対象とした助成を実施しております。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

### 回答（こども課）

2016年に愛知県が子ども調査を実施した内容は、子どもの家庭の様子や実態が把握できるものでした。この子ども調査は、県内の状況を把握するためのものでございましたが、概ね本町の実態も同様であると考えています。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

### 回答（こども課）

ひとり親世帯に対する自立支援については、愛知県尾張福祉相談センターより母子・父子自立支援員が月1回来庁し、生活の安定や子育ての相談、就学に関する相談、給付金事業に関する案内を行っています。また、キャリアカウンセラーによる就業支援も随時行っています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

### 回答（学校教育課）

現状では、基準の引き上げは考えておりません。

年度途中での周知については、今年度から今までの方法の他、始業式で周知するなど、その機会を増やしています。

支給費目については、平成23年度よりPTA会費及び生徒会費を追加しましたが、それ以上の拡充は今のところ考えておりません。

入学準備金の就学前支給については、現行の要綱の改正が必要になるので、必要性を含めて今後、研究していきます。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

### 回答（くらし協働課）

現在、「無料塾」や「こども食堂」などの取組を行っているNPO団体は、本町が確認できる町民活動センター登録団体を調べたところ、ありませんでした。

しかしながら、近隣市等の状況を確認しつつ、必要に応じて研究していきます。

### 回答（こども課）

東郷町では、現在こども食堂を取り組むNPO法人がありませんが、今後実施の希望がある場合には、支援のあり方を検討していきたいと思っております。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

### 回答（給食センター）

学校給食法により、賄材料費については保護者負担としておりますのでご理解ください。

なお、給食費における一般財源の繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援等は法の趣旨にそぐわないと考えておりますので検討しておりません。

(3) 児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

回答（こども課）

保育の格差については、認可基準・運営基準に基づいて保育を実施しているためございません。認可保育所（0歳～6歳）の増設については、今年度老朽化した2園の保育所を統廃合し、ニーズに応じて定員を拡大した保育所を開設します。

(4) 保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

回答（こども課）

保育園の統廃合により、該当する保育所保育士の再配置を行うとともに、町独自の配置基準を検討し、健全な保育環境を目指します。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

回答（福祉課）

町内にない障害福祉サービス事業所の開設に向けた方策を検討していきます。地域生活支援事業では、日中一時支援事業や地域生活支援センターをご利用いただいています。

② 移動支援（地域生活支援事業）を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

回答（学校教育課）

小中学校・適応指導教室の支援を要する児童生徒を対象に、児童心理士・発達障害支援指導者・療育保育担当保育士・保健師等による年1回の巡回相談を行っています。

回答（福祉課）

通園・通学・通所・通勤においては、1か月の通所訓練を認める場合があります。入所者も個別ケースで対応しています。継続的な通院は移動支援で利用が出来ませんが、それ以外の通院は個別ケースで認められることがあります。

③ 障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

回答（福祉課）

障害福祉サービスの利用料負担については、法に基づいて実施しており、町独自で無償にする予定はありません。

回答（給食センター）

学校給食法により賄材料費については保護者負担とされておりますので、ご理解下さるようお願いいたします。

★④ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、

本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

- 1) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

回答（福祉課）

介護保険利用に切り替わる前に事前説明をさせていただくとともに、状況に応じて引き続き利用できる場合もある旨を説明しています。

- 2) 障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

回答（福祉課）

介護保険利用前から障害福祉サービスを利用していた人については、過度にサービスが制限されることがないように個別に対応します。

- ⑤ 日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

回答（福祉課）

入院中のヘルパー利用は認められていません。居宅介護（通院等介助）の対象者については、病院内の付き添いが認められるケースがあります。

- ⑥ 障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答（福祉課）

国の社会保障政策に関することであるため、町としては要望書の提出や補助については考えていませんが、今後の国の動向を注視しながら適切に対応していきます。

- ⑦ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回答（福祉課）

広く障がいについての関心と理解を深めるため、「知ろう 考えよう 障がいのこと！」をテーマに講演会を開催しました。報酬単価については、国の平成29年度報酬改定で処遇改善加算が導入されており、国への要望や町独自の補助の予定はありません。

## 8. 予防接種について

- ① 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回答（健康課）

乳幼児の任意予防接種は、国の動向を見極め研究していきます。

- ★② 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

回答（健康課）

現在の額は適正であり、助成額の増額は予定していません。2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすることについては、国の動向を見極め研究していきます。



## 【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

回答（保険医療課）

全国知事会等より国保制度改正に係る要望等が出され、また、国保広域化に伴う国と県、県と市町村との協議の場において、意見・要望等が出されています。町から個別に国に対して意見書等を出す予定は、現在のところありません。

- ②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

回答（保険医療課）

マクロ経済スライドの採用は、将来にわたり年金財政の均衡を保つための国の施策と解釈しています。そのため、町から国へマクロ経済スライドに関して働き掛けることは考えていません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回答（長寿介護課）

平成24年度から、介護職員処遇改善交付金事業に代わり、介護職員処遇改善加算が、介護報酬加算として新たに加わりました。事業者が自発的に賃金改善の目標や計画、職員能力向上のための研修に取り組むことで、報酬が加算されています。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

回答（福祉課）

施設整備に関しては、国・県の補助が既に行われているため、意見書・要望書を提出する予定はありません。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回答（保険医療課）

現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

以上